

平成25年12月17日

平成24年度 教育情報の公表

学校法人 華学園
華調理製菓専門学校

学校法人華学園 華調理製菓専門学校は、平成24年度学校情報について、以下の通り報告致します。

1. 基準項目ごとの学校情報

基準1 学校の概要・目標及び計画	
【概要】	調理師の養成
【校長名】	坂本 知栄子
【所在地】	東京都台東区根岸1-1-12
【連絡先】	華調理製菓専門学校 教務部 芳賀正幸
【沿革・歴史】	昭和52年4月1日 華調理師専門学校開校 平成5年4月1日 調理テクニカル科（2年制課程）開設 平成8年 華学園創立50周年 平成10年 3号館完成 平成15年 製菓・製パン技術科（2年制課程）開設 // 7号館（パティシエ館）完成 平成23年4月1日 華調理製菓専門学校に校名変更 // 製菓・製パン技術科をスイーツ・カフェ科に名称変更
【その他の諸活動に関する計画】	

基準2 各学科等の教育	
【入学者に関する受入方針及び入学者数、入学者、卒業・成績評価基準等】	<p>高等学校卒業または中等教育学校の後期課程卒業並びに高等学校卒業程度認定試験に合格した者。</p> <p>入学定員160名、2学年計320名</p> <p>入学者数161名、生徒実員307名</p> <p>卒業に必要な単位時間数：1922時間</p> <p>成績評価：試験成績、出席率、提出物等を総合的に判断する。</p>
【カリキュラム】	調理師法、調理師養成施設指導要領等関係法令の基準に則り編成する。
【進級・卒業の要件等】	進級、卒業に必要な授業時数を取得する。
【取得する資格・検定等】	調理師免許、食品技術管理専門士、衛生専門士、フードコーディネーター3級、介護食士3級 他
【資格取得・検定試験合格等の実績】	介護食士3級22名合格（100%）、食育インストラクター資格30名合格（100%）
【卒業生数・卒業後の進路】	<p>142名</p> <p>ホテル、西洋料理店、中国料理店、日本料理店、洋菓子店、パン屋、集団調理、留学、進学</p>

基準3 教職員	
【教職員数】	64名
【教職員の組織・教員の専門性】	校長、教員、助手、事務職員、学校医 法学士、管理栄養士、栄養士、専門調理師、調理師

基準4 キャリア教育・実践的職業教育	
【キャリア教育への取組状況】	入学時より就職オリエンテーションを実施し、就職マナー講座、就職希望調査を段階別に行う。 履歴書、ESの書き方、ヘアメイク講座、ホテル見学会、企業ガイダンス、卒業生ガイダンス、個別面接指導を行う。
【実習・実技等の取組状況】	1年次は基本技術の修得を目標に、日本、西洋、中国の各料理の基本と、菓子の基本を学ぶ。2年次は希望する料理を専攻し、それぞれの料理の応用技術を学ぶ。 また、校外実習において自分の適性を見極めさせる。
【就職支援等への取組状況】	求人票の掲示、過去の就職状況の公開、キャリアセンターにおけるインターネット検索を可能とするなど、学生の就職支援を行っている。

基準5 様々な教育活動・教育環境	
【学校行事への取組状況】	<ul style="list-style-type: none"> ① 新入生オリエンテーションにて調理師の心構え、マナー教育を行う。 ② 運動会 ③ 那須研修(1泊2日) ④ 作品展 ⑤ 学園祭 ⑥ 御殿場研修(2泊3日) ⑦ 校外実習 ⑧ ヨーロッパ研修(希望者) ⑨ テーブルマナー研修 ⑩ 卒業式・謝恩会
【課外活動】	軟式野球部、料理研究同好会等の活動を行っている。

基準6 学生への生活支援	
【学生支援への取組状況】	<ul style="list-style-type: none">① 本校独自の特待生制度、貸付制度、運動部特待生制度の他、公的な貸付制度を導入している。② 住居支援については、学生寮の紹介、アルバイト進学制度による支援も行っている。③ クラス担任制を導入し、学生が相談しやすい環境を整えている。

基準7 学生納付金・就学支援	
【学生納付金の取扱い】	入学時一括納入の他、年3回の分割納入にも応じている。
【活用できる経済的支援措置の内容等】	特待生制度、貸付制度、公的貸付制度

基準8 学校の財務	
【学校財務の状況等】	事業計画に基づく予算編成が行われていること。会計監査においても問題点がない。 ※下欄参照

基準9 学校評価	
【自己評価・学校関係者評価の結果】	毎年自己評価・自己点検を行い、東京都に提出している。 また希望者に対しては公開もしている。 他別紙のとおり
【評価結果を踏まえた改善方策】	自己点検・自己評価の結果に基づき、今後必要とされるコース等の検討を行っている。またカリキュラムの検討も行う。 また、華友会という学校と企業の親睦団体を結成し、年間をとおして勉強会等の交流の機会を確保している。そのため校外実習等の受入れにも役立っている。

基準10 国際連携の状況	
【留学生の受入れ・派遣状況】	中国、韓国、台湾、タイ、モンゴル、ベトナムからの留学生を受け入れている。毎年受入国は変わる。
【外国の学校等との交流状況】	イタリアの「ルッカ国際料理学院」から、校長を招きイタリア料理の講習会を実施している。また、本校の卒業生が留学している。

【学則】

華調理製菓専門学校

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は学校教育法及び調理師法の規定にもとづき、栄養、調理、衛生に関する専門技術および理論を修得させ、あわせて社会人として必要な一般教養を授け、社会有為の技術者を養成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は華調理製菓専門学校という。

(位置)

第3条 本校の位置を東京都台東区根岸1丁目1番12号に置く。

第2章 課程学科及び修業年限、定員並びに休業日

(課程、学科及び修業年限並びに定員)

第4条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は次のとおりとする。

昼夜	課程別	学科名	修業年限	入学定員	総定員	備考
昼	調理専門課程 (衛生)	調理本科	1年	120名	120名	
		調理テクニカル科	2年	160名	320名	
		スイーツ・カフェ科	2年	80名	160名	
				360名	600名	

昼夜	課程別	学科名	修業年限	入学定員	総定員	備考
夜	調理専門課程 (衛生)	調理本科	1年6ヶ月	40名	80名	毎年4月
		調理高等課程 (衛生)	調理本科	1年6ヶ月	40名	80名
	計			80名	160名	

(学年、学期の終始)

第5条 本校の学年は次のとおりとする。

- (1) 調理専門課程調理本科の昼間部の学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- (2) 調理専門課程調理テクニカル科及びスイーツ・カフェ科の学年は4月1日に始まりその翌年の3月31日に終わる。
- (3) 調理専門課程調理本科及び調理高等課程調理本科の夜間部の学年は4月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

2 学年を分けて、次の学期とする。

昼間部 調理本科

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から3月31日まで

調理テクニカル科

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から3月31日まで

スイーツ・カフェ科

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から3月31日まで

夜間部

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から3月31日まで

第3学期 4月1日から9月30日まで

(休業日)

第6条 本校の休業日は次のとおりとする。ただし、休業日に於いて校長が特別に必要と認めた場合は、授業を課することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律で規定する日
- (3) 夏季休業 昼間部 7月25日から8月29日まで
夜間部 7月25日から8月29日まで
- (4) 冬季休業 昼間部 12月26日から1月8日まで
夜間部 12月26日から1月8日まで
- (5) 春季休業 昼間部 3月26日から4月7日まで
夜間部 3月26日から4月3日まで
- (6) その他校長が特別に必要と認めた日
- (7) 開校記念日 5月1日
- (8) 臨時休校日

非常変災、その他急迫の事情がある時は、臨時に授業が行われない事がある。

第3章 教育課程、授業時間数及び教職員組織

(教育課程、授業日数)

第7条 本校の教育課程及び授業日数は別表のとおりとする。

(他の専修学校などにおける授業科目の履修)

第8条 教育上有益と認められるときは、学校長の定めるところにより学生が調理師養成施設以外の専修学校、短期大学、大学等において履修した教科科目(調理実習を除く)については、履修した時間(又は単位)について240時間(8単位)を超えない範囲で当該課程における教科科目の履修とみなすことができる。ただし、修業年限は短縮できない。

(授業終始時間)

第9条 本校の始業及び終業の時刻は次のとおりとする。

- (1) 調理専門課程は午前8時50分から午後4時40分(昼間部)及び午後6時20分から午後9時50分まで(夜間部)とする。
- (2) 調理高等課程夜間部は午後6時20分から午後9時50分まで(夜間部)とする。

(教員組織)

第10条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長 1名
- (2) 教員 42名以上(専任17名以上)
- (3) 助手 若干名
- (4) 事務職員 3名
- (5) 学校医 1名

2 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第11条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 調理専門課程の入学資格は高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者、または文部科学大臣の定めるところにより、これに準ずる学力があると認められた者。
- (2) 調理高等課程の入学資格は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者、または文部科学大臣の定めるところにより、これに準ずる学力があると認められた者。

(入学時期)

第12条 本校の入学時期は、次のとおりとする。

- (1) 調理専門課程昼間部・夜間部 4月
- (2) 調理高等課程夜間部 4月

(入学手続き・許可)

第13条 本校の入学手続きは次のとおりとする。

- 1 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に卒業(見込み)証明書、及び第21条に定める検定料を添えて出願しなければならない。
- 2 前号の手続きを終了した者に対して、審査の上、入学を決定する。
- 3 本校に入学を許可された者は、許可の日から10日以内に第21条の入学金、授業料、諸学費を添え、手続きをとらなければならない。

(休・復学)

第14条 生徒が疾病、その他やむを得ない事由によって1ヶ月以上休学する場合はその事由を記し、診断書を添えて校長の許可を受けなければならない。

(自主退学)

第15条 退学をしようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(退学)

第16条 次の各号の一つに該当する者には退学を命ずることがある。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

(評価・修了の認定)

第17条 本校は各教科目について学期末に行う。

- (1) 合格の基準は各教科とも満点の60%以上とする。また各教科ごとの規定授業時間数を履修すること。
- (2) 校長は、教科課程の定めるところにより、各学年ごとに修了すべき学科目について試験を行い、合格者に対して該当学科目の修了を認定することができる。

(卒業)

第18条 本校所定の課程を修了した者には卒業証書を授与する。

(称号の授与)

第19条 前条により調理専門課程調理テクニカル科又はスイーツ・カフェ科を修了した者には専門士（衛生専門課程）の称号を授与する

(卒業後の資格)

第20条 調理専門課程調理本科、調理高等課程調理本科及び調理専門課程テクニカル科を卒業した者は、住所地の都道府県知事に調理師の免許を申請し、資格を取得することができる。

(褒賞)

第21条 成績優秀者にして他の模範となる者には、褒賞することがある。

第5章 入学金、授業料

(納付金)

第22条 本校の入学金、授業料等は次のとおりとする。

検定料 昼間部 20,000 円、夜間部 20,000 円

区分	昼間部					夜間部
	調理本科	調理テクニカル科		スイーツ・カフェ科		調理本科
		1年次	2年次	1年次	2年次	
入学金 (入学時のみ)	170,000	170,000		200,000		150,000
施設費	120,000	120,000	120,000	140,000	140,000	80,000
授業料	580,000	580,000	620,000	600,000	620,000	400,000
実験実習費	260,000	260,000	380,000	320,000	380,000	260,000
維持費	80,000	80,000	80,000	100,000	100,000	40,000
(小計)	1,210,000	1,210,000	1,200,000	1,360,000	1,240,000	930,000
合計		2,410,000		2,600,000		

2 既納の入学金、施設費、授業料、実験実習費、維持費、検定料は原則として返還しない。

ただし、次の各号に該当する場合はこの限りでない。

- (1) 3月31日までに入学辞退の意思表示をした者（専願又は推薦入学試験（これに類する入学試験を含む）に合格して本校と在学契約を締結した生徒は除く。）については、原則として、生徒等が納付した施設費、授業料、実験実習費及び維持費の返還に応じる。
- (2) 特別の理由のある場合には、別に定めるところにより、生徒等が納付した施設費、授業料、実験実習費及び維持費の全部又は一部を返還することがある。

(健康診断)

第23条 健康診断は毎年1回別に定めるところにより実施する。

(附帯事業)

第24条 本校の附帯事業は次のとおりとする。

科名	修業期間	定員	備考
喫茶、スナック、パブ科	3ヶ月	40名	昼間40名 夜間40名 週2回 月水
小料理、割烹専科	3ヶ月	40名	昼間40名 夜間40名 週2回 火木
介護食士	6ヶ月	40名	昼間40名 週2回 水土

- 2 喫茶、スナック、パブ科の授業は午後1時30分から午後3時30分まで（昼間）、午後6時から午後8時まで（夜間）とする。
小料理、割烹専科は午後1時30分から午後3時30分（昼間）午後6時から午後8時まで（夜間）とする。
介護食士は、水曜日 午後4時30分から午後6時まで、土曜日 午前10時40分から午後4時20分までとする。
- 3 附帯事業の入学金、授業料、その他必要事項は別に定める。

附 則

- 1 この学則は昭和52年4月1日より施行する。
- 2 この学則の施行に関して必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は昭和58年4月入学生より実施する。
2. この学則は昭和59年4月1日から施行する。
3. この学則は昭和61年4月1日から施行する。
4. この学則は昭和62年4月1日から施行する。
5. この学則は昭和63年4月1日から施行する。
6. この学則は平成元年4月1日から施行する。
7. この学則は平成2年4月1日から施行する。
8. この学則は平成3年4月1日から施行する。
9. この学則は平成4年4月1日から施行する。
10. この学則は平成5年4月1日から施行する。
11. この学則は平成6年4月1日から施行する。
12. この学則は平成7年4月1日から施行する。
13. この学則は平成8年4月1日から施行する。
14. この学則は平成10年4月1日から施行する。
15. この学則は平成12年4月1日から施行する。
16. この学則は平成15年4月1日から施行する。
17. この学則は平成17年3月3日から施行する。（専門士称号付与）
18. この学則は平成18年4月1日から施行する。
19. この学則は平成21年4月1日から施行する。
20. この学則は平成22年4月1日から施行する。
21. この学則は平成23年4月1日から施行する。（校名・学科名変更）
22. この学則は平成24年4月1日から施行する。（夜間部定員変更）

【学校運営の状況に関するその他の情報】

資金収支及び消費収支及び貸借対照表(学園全体)

資金収支計算書

(単位:円)

収入の部		支出の部	
科目		科目	
学生生徒等納付金収入	1,521,848,283	人件費支出	802,327,627
手数料収入	11,779,930	教育研究経費支出	189,508,012
寄付金収入	20,000,000	管理経費支出	97,761,436
補助金収入	11,200,200	借入金等利息支出	0
資産運用収入	104,091,709	借入金等返済支出	0
資産売却収入	3,038,382,113	施設関係支出	7,764,750
事業収入	18,817,360	設備関係支出	17,794,103
雑収入	96,362,533	資産運用支出	2,959,243,588
前受金収入	1,178,688,500	その他の支出	808,626,117
その他の収入	829,836,598	資金支出調整勘定	△ 72,434,647
資金収入調整勘定	△ 1,225,382,606	次年度繰越支払資金	3,740,882,460
前年度繰越支払資金	2,945,848,826		
収入の部合計	8,551,473,446	支出の部合計	8,551,473,446
	6,831,007,226		4,883,025,633

消費収支計算書

(単位:円)

収入の部		支出の部	
科目		科目	
学生生徒等納付金	1,521,848,283	人件費	802,327,627
手数料	11,779,930	教育研究経費	357,332,431
寄付金	20,000,000	管理経費	126,541,419
補助金	11,200,200	借入金等利息	0
資産運用収入	104,091,709	資産処分差額	16,137
資産売却差額	28,659,095	徴収不能額	0
事業収入	18,817,360	徴収不能引当金繰入	0
雑収入	96,362,533		
帰属収入合計	1,812,759,110		
基本金組入額合計	0		
消費収入の部合計	1,812,759,110	消費支出の部合計	1,286,217,614
		当年度消費収入超過額	526,541,496

貸借対照表

(単位:円)

資産の部		負債の部	
科目		科目	
固定資産	3,925,231,716	固定負債	5,921,300
有形固定資産	3,746,640,060	流動負債	1,452,749,835
その他の固定資産	178,591,656	負債の部合計	1,458,671,135
流動資産	10,726,366,895	基本金の部合計	7,467,523,931
	0	消費収支差額の部合計	5,725,403,545
資産の部合計	14,651,598,611	負債の部、基本金の部及び 消費収支差額の部合計	14,651,598,611